

## 休眠預金等活用法について

### 1 休眠預金等活用法とは

2018年1月1日施行の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の略称です。

休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的としています。

\*「休眠預金等活用法」において、

- ・ 「休眠預金等」とは、後記2の預金等であって、後記4の最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- ・ 「預金等」とは、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法の付保対象となる預貯金（一般預貯金・決済性預貯金）をいいます。

### 2. 休眠預金等活用法にもとづく預金等

当行において対象となる預金等は以下のとおりです。

・当座預金 ・普通預金 ・定期預金（スーパー定期預金、大口定期預金） ・通知預金 ・別段預金 ・貯蓄預金
---

※休眠預金等活用法施行規則第3条にて財形貯蓄預金、仕組預金等（デリバティブ取引または商品デリバティブ取引を組み込んだ預金）、マル優利用の預金については、預金等から除きます。

### 3. 休眠預金等活用法にもとづく異動事由

当行は、次の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

#### (1) 前記2の預金等に共通する異動事由

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

- ③ お客さまから、前記 2 の預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
- (a) 公告の対象となる預金等であるかの該当性
  - (b) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

## (2) 預金ごとの異動事由

### ① 当座預金

- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（口座移管および名義人死亡の申し出に限ります。）。
- ・ 法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定にもとづく他の預金等について、前記 3-（1）および後記 3-（2）-②に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

### ② 普通預金

- ・ お客さまからの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。
- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（口座移管の申し出および名義人死亡の申し出に限ります。）。
- ・ 法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定にもとづく他の預金等について、前記 3-（1）および 3-（2）-①に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- ・ あおぞらインターネットバンキング規定にもとづく他の預金等について、前記 3-（1）および後記 3-（2）-③、④に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

### ③ 貯蓄預金

- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（名義人死亡の申し出に限ります。）。
- ・ あおぞらインターネットバンキング規定にもとづく他の預金等について、前記 3-（1）、3-（2）-②、④に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

### ④ スーパー定期預金

- ・ お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。
- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（口座移管の申し出および名義人死亡の申し出に限ります。）。
- ・ あおぞらインターネットバンキング規定にもとづく他の預金等について、前記 3-（1）および 3-（2）-②、③に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

⑤ 大口定期

- ・ お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。
- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（口座移管の申し出および名義人死亡の申し出に限ります。）。

⑥ 通知預金

- ・ お客さまからの申し出にもとづく預金証書の発行があったこと。
- ・ お客さまからの申し出にもとづく届出情報の変更があったこと（口座移管の申し出および名義人死亡の申し出に限ります。）。

#### 4. 休眠預金等活用法における最終異動日等

(1) 前記 2 の預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 前記 2 の預金等の異動（前記 3 に掲げる異動事由）が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として後記（2）で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として後記（2）において定める日
- ③ 当行がお客さまに対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。  
ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から 1 ヶ月を経過した場合（1 ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ 休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記（1）－②において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日は、次の①から⑥に掲げる事由に応じ、次の①から⑥に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること  
当該期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）
- ② 自動継続扱いの預金等について、初回満期日後に次の（a）から（e）に掲げる事由が生じた場合  
当該事由が生じた期間の満期日
  - (a) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
  - (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
  - (c) お客さまから、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（公告の対象となっている場合に限ります。）
    - (i) 公告の対象となる預金等であるかの該当性

- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 前記3-(2)の異動事由があったこと
- (e) 当行がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金等に係る債権の支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ 預金等について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等において、法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定およびあおぞらインターネットバンキング規定にもとづく当該商品に係る他の預金等について、前記①から⑤に掲げる事由が生じた場合  
他の預金等に係る最終異動日等

(2023年8月1日現在)